

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部学務課

番号 3

許認可等の内容		区域外就学の承認
根拠法令及び条項		学校教育法施行令 第9条第1項
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙3のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成20年4月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 10日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成20年4月1日最終変更）